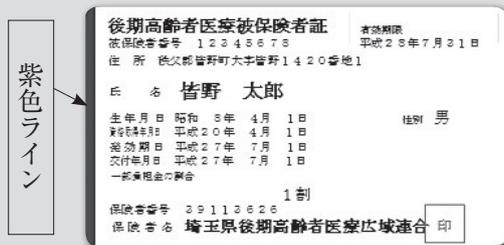


後期高齢者医療保険

被保険者証の一斉更新

お手持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は平成27年7月31日までです。
 新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留郵便で発送します。
 (受け取りの際は、印鑑が必要です)
 7月中に届かない場合は、下記担当まで連絡ください。



問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232

65歳以上のかたの介護保険料

介護保険制度を取りまく環境は、常に変化しています。介護保険制度を健全に運営するため、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行っています。平成27年4月から、新しい事業計画が実施されたことに伴い、介護保険料も4月から新たに設定されました。今回の改定は、高所得者の多段階化をし、負担の公平性や低所得者の負担軽減に配慮しています。

段階	対象者	保険料(年額)	算定方法
第1段階	本人が住民税非課税 世帯全員が住民税非課税のかた。世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた。	30,600円	基準額×0.5
第1段階 特例		27,540円	基準額×0.45
第2段階	本人が住民税非課税 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下のかた。	45,900円	基準額×0.75
第3段階		45,900円	基準額×0.75
第4段階		55,080円	基準額×0.9
第5段階	本人が住民税課税 世帯内に住民税課税者がいて、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超えるかた。	61,200円(基準額)	基準額×1
第6段階		73,440円	基準額×1.2
第7段階		79,560円	基準額×1.3
第8段階		91,800円	基準額×1.5
第9段階		104,040円	基準額×1.7

介護サービス利用者の負担割合が見直されます(8月から)

2割負担が導入されます

制度の持続可能性を高めるため、相対的に負担能力のある一定以上の所得者の自己負担を見直します。

	現行	制度改正後(8月から)	
利用者の負担割合	1割	合計所得金額160万円以上、かつ年金収入+その他の合計所得金額が単身で280万円、2人以上で346万円以上	2割
		上記以外	1割

・第2号被保険者は対象外のため1割負担。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233